

令和6（2024）年度（追加受付）
大田原市入札参加資格審査申請書 提出要領
【建設工事】

申請受付期間

令和5（2023）年12月4日（月）～8日（金）

○上記期間以外の受付は行いません。

○大田原市が発注する建設工事の一般競争入札等に参加を希望する場合は、この要領をよくお読みいただき申請してください。

○審査基準日は令和5（2023）年12月1日です。申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。

目次

1	入札参加資格審査申請の要件	1
2	申請者の区分	2
3	受付期間	2
4	提出方法	2
5	審査結果	2
6	入札参加資格者名簿への登載・公表	2
7	提出書類一覧	3
8	納税証明書の提出について	5
9	入札参加資格の変更について	6

1 入札参加資格審査申請の要件

申請に際しては、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により入札に参加できないこととされる者でないこと
- (3) 引き続きその業務に 2 年以上従事していること
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (5) 大田原市暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

ウ 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 登録を希望する工種において建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること、かつ許可を受けてから 2 年を経過していること

(7) 登録を希望する工種において直前 2 年間の各営業年度に工事完成高のあること

(8) 登録を希望する工種において、審査基準日（令和 5 年 12 月 1 日）から 1 年 7 か月以内（令和 4 年 5 月 1 日以降）の日を基準日とする経営事項審査を受けていること

(9) 社会保険等に加入し、次の届出の義務を履行していること（適用除外の場合を除く）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

※社会保険等の加入状況は、経営審査事項結果通知書により確認する。経営事項審査の結果通知後社会保険等に加入した場合は、加入したことを証明する書類（領収書等）の写しの提出により申請できるものとする。

2 申請者の区分

申請者の本店及び委任先営業所等の所在地により、申請者を次のとおり区分する

No.	申請者及び委任先営業所等の所在地	区分
1	大田原市内に本店がある	市内業者
2	1 以外で入札・契約に関する権限を年間委任する営業所等が大田原市内にある場合	準市内業者※
3	1・2 以外で、栃木県内に本店がある場合	県内業者
4	1～3 以外	県外業者

※準市内業者と認定されるには次の要件を満たすこと

- ・ 大田原市経営管理部税務課へ「事業所開設届」を提出していること
- ・ 営業に必要な什器が備えられていること
- ・ 部外者が認識できる看板が入口等に設置されていること
- ・ 専用の電話、FAX が設置されていること
- ・ 委任先営業所において登録を希望する工種について建設業法の許可を有していること。また、受任者は建設業法施行令第 3 条の使用人であること

3 受付期間

令和 5 年 12 月 4 日（月）～令和 5 年 12 月 8 日（金）

- ・ 上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

4 提出方法

「[7 提出書類一覧](#)」に記載の書類を受付期間中に文書の到達が確認できる方法（特定記録、レターパックのいずれか）で送付先へ郵送すること。

封筒表には、送付先や申請者の商号・名称のほか「**入札参加資格審査申請書在中**」（朱書き）と記載してください。

※市窓口への持参による受付は行わない。

※申請書の受付確認が必要な場合は、返信希望する書類と合わせて返信用封筒・はがき等をご準備ください。

【送付先】

〒324-8641

栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号

（大田原市役所本庁舎 8 階）

大田原市経営管理部財政課契約係

TEL 0287-23-8189 FAX 0287-23-8586

5 審査結果

令和 6 年 1 月中旬までに入札参加資格申請を却下する旨の連絡がない場合は「入札参加資格者名簿」への登載がされたものとみなしてください。

※資格審査結果通知は送付しません。資格審査結果については、大田原市ホームページから「入札参加資格者名簿」をご確認ください。(令和6年4月上旬掲載予定)

6 入札参加資格者名簿への登載・公表

資格の認定を受けた申請者は、令和6年度入札参加資格者名簿に登載されます。

資格の有効期間は1年間(令和7年3月31日まで)です。

以下の内容を記載した入札参加資格者名簿・格付を、財政課事務室内及び大田原市ホームページ上で公表しますのでご了承ください。

○商号又は名称 ○代表者職氏名 ○本店の所在地・電話番号・FAX番号
○代理人氏名 ○営業所所在地・電話番号・FAX番号 ○建設業許可

7 提出書類一覧

※市指定の様式は大田原市HPよりダウンロードできます。

No.	提出書類	様式	説明
1	入札参加資格審査申請書	市指定 提出書類 Excel①	実印を押印すること
2	工事経歴書(写し)	建設業法施行規則様式 第2号	経営事項審査申請書の工事経歴書。 登録を希望する工種の直近2年度分を添付すること ※2年度継続して業務に携わっていることが確認できる一部のみの提出可
3	建設業労働災害防止協会 加入証明書(写し)	発行する協会が定める 様式	加入している場合は最新のものを提出すること 未加入の場合は省略
4	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し)	発行官庁が定める様式	申請者が個人の場合は身分証明書(写し可)を提出すること(発行日から3か月以内有効)
5	委任状	市指定 提出書類 Excel②	代表者以外の者に委任し、当該受任者の名前で入札・契約を行うこととするときは提出すること
6	使用印鑑届	市指定 提出書類 Excel③	実印又は委任状に押印した受任者印を用いて入札・契約をする場合は提出不要
7	納税証明書	発行官庁が定める様式	申請業者の区分に応じ、「 8 納税証明書の提出について 」を読んで該当する納税証明書を提出すること(発行日から3か月以内有効)

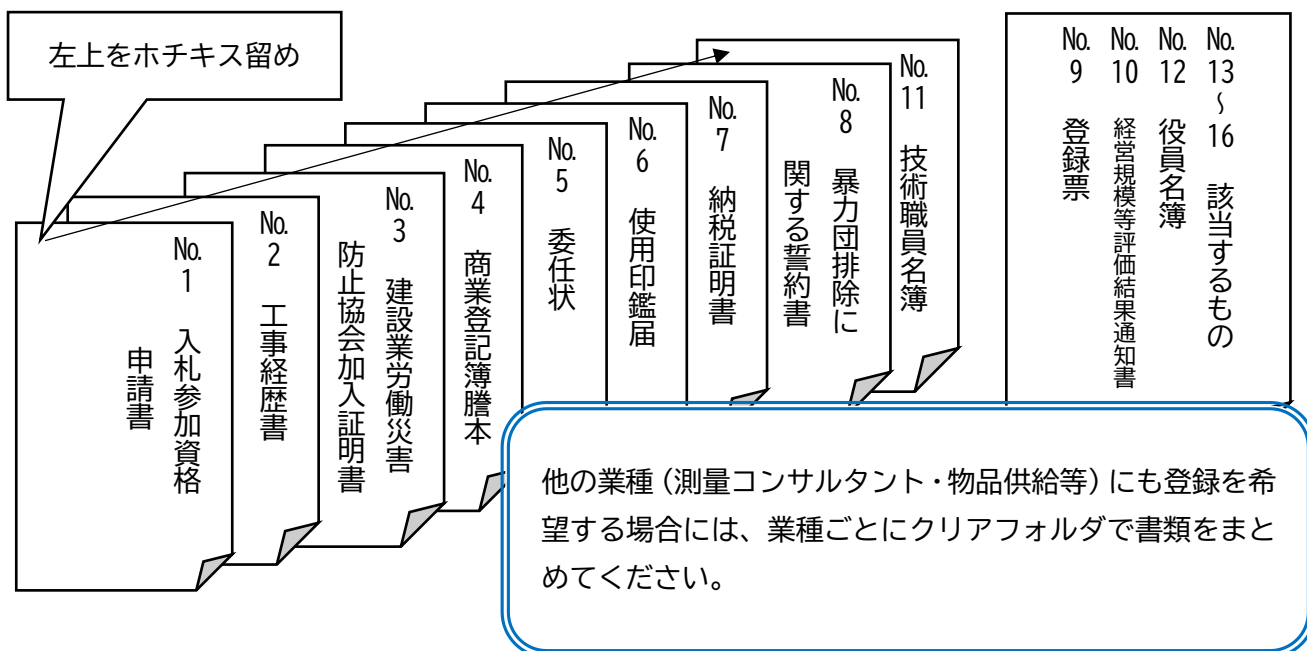
No.	提出書類	様式	説明
8	暴力団排除に関する誓約書	市指定 提出書類 Excel④	暴力団と関係していないことに係る誓約書内容をよく確認し押印の上、提出すること
9	登録票	市指定 提出書類 Excel⑤	片面カラー印刷（3枚）で提出すること
10	経営規模等評価結果及び総合評定値通知書（写し）	発行官庁が定める様式	経営事項審査の基準日が令和4年5月1日以降の最新のもの

◎市内業者・準市内業者は次の書類も併せて提出すること

No.	提出書類	様式	説明
11	技術職員名簿（写し）	経営事項審査時の様式	経営事項審査時に提出し、受付印があるものの写し
12	役員名簿	市指定 Excel	下部同意書欄に押印（個人の印）すること
13	消防団員雇用状況確認書	市指定 Word/PDF	原本提出 ※該当ない場合は提出不要
14	除排雪事業委託の受注状況確認書類（写し）		契約書写しを提出すること ※該当ない場合は提出不要
15	大田原市道路の里親制度認定証及び年間活動報告書（写し）	市発行認定証 市へ提出した報告書様式	認定証及び報告書の写しを提出すること ※該当ない場合は提出不要
16	障害者の雇用状況が確認できる書類（写し）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の法定雇用義務がある場合 障害者雇用状況報告書（公共職業安定所長へ提出したもの）の控えの写し ・ 障害者の法定雇用義務がない場合 障害者手帳（身体・精神・療育手帳）の写し 健康保険被保険者証又は賃金台帳等雇用関係を証明できる書類の写し ※該当ない場合は提出不要

書類の綴り方 ※ () 内は市内・準市内業者のみ提出書類

- ・ No.1～No.8 (No.11) の順番に並べて左上をホチキス留めする。
- ・ No.9～No.10 (No.12～No.16) はホチキス留めしない。



8 納税証明書の提出について

申請者区分	国税	都道府県税	大田原市税
市内業者	○	○（栃木県）	○
準市内業者	○	○（栃木県）	○
県内業者	○	○（栃木県）	
県外業者	○	○	

※国税の納税証明書は、法人の場合は「様式その3の3」、個人の場合は「様式その3の2」を提出すること

※都道府県税の納税証明書は、年間委任する場合には委任先営業所の所在地の都道府県税、年間委任しない場合には本店所在地の都道府県税を提出すること

「法人都道府県民税」「法人事業税」について未納がないことの証明書を提出すること

※大田原市税、栃木県税の納税証明書は、全税目に未納がないことの証明書を提出すること

9 入札参加資格の変更について

- (1) 最新の経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）が発行されたときは、その写しを提出すること。（FAX可）
- (2) 建設工事申請業者で、技術職員に変更があった場合は技術職員名簿の写しを提出すること。（市内・準市内業者のみ）
- (3) 申請書提出後に申請書記載事項の変更が生じた場合は、その事実の発生後**2週間以内**に国・県又は市様式（競争入札参加資格申請書記載事項変更届）に変更に伴う書類（下表参照）を添付のうえ変更届を提出すること。

入札参加資格審査申請書記載事項変更に伴う提出書類

変更事項	添付書類 商業登記簿 謄本	印鑑証明書	年間委任状	身分証明書 (破産していないこと等の 証明書)
商号又は名称	○(写し)		○ (支店等に委任の場合)	
代表者	○(写し)		○ (支店等に委任の場合)	○ (個人の場合)
住所又は所在地	○(写し)		○ (支店等に委任の場合)	
実印		○(写し)		
代理人 (年間委任)			○	
使用印鑑		使用印鑑届		

- (4) 登録後に、入札参加資格を辞退したい場合は、「入札参加資格辞退届」を提出してください。様式は大田原市ホームページよりダウンロードしてください。

〒324-8641

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市 経営管理部 財政課 契約係

電話：0287-23-8189

Fax：0287-23-8586

mail：kensa@city.ohawara.tochigi.jp